

～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～

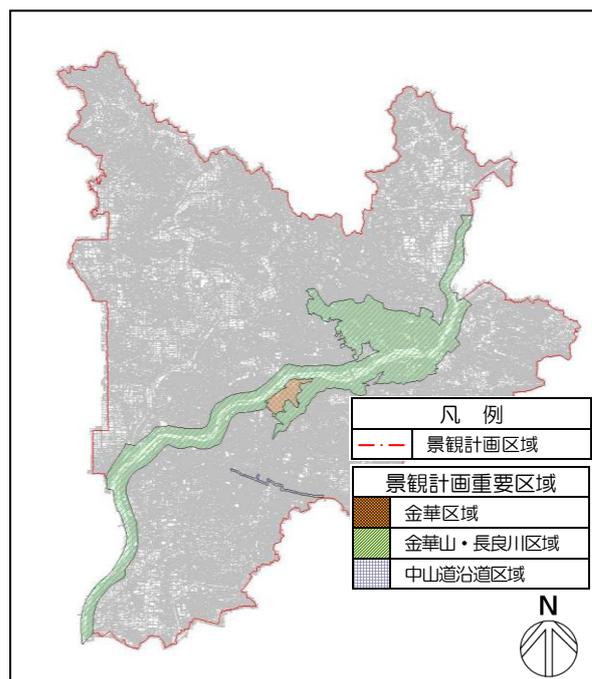
岐阜市景観計画の概要

景観は市民共通の財産であり、魅力ある景観を備えたまちに暮らすことは、まちの誇りや愛着を育みます。岐阜市は「自然」「歴史・文化」「都市」が調和した多様で個性ある美しい景観を有しています。これらを市民共通のかけがえのない資産として未来に引き継ぎ、魅力ある景観形成を図るために、「岐阜市景観計画」を策定し、平成22年1月1日から施行しました。

平成24年7月には「岐阜市景観計画」の一部変更を行い、同年10月1日から施行しました。



1. 景観計画の対象区域



* 他の区域においても緊急性や地域住民の意向、まちづくりの熟練度を踏まえ、順次景観計画重要区域を追加していきます

2. 景観計画とは

景観法(平成16年施行)に基づき、地域の特性に応じて、良好な景観形成のための方針、建築物や工作物の建築等を行う場合の形態や色、高さ、緑化等の基準(景観形成基準)や、景観形成上重要な建造物の指定方針、景観重要公共施設の整備に関する事項等を定めるものです。

本計画では、市域全域を「景観計画区域」に、景観形成を図る上で特に重要な区域を「景観計画重要区域」に指定して景観誘導に取り組んでいます。

* 掲載内容は計画の概要を示すもので、図面及び色見本の精度や内容を証明するものではありません。

* 景観計画本文を簡略化した表現を用いていますのでご注意ください。

3. 景観計画区域(市域全域)

景観形成方針、届出の対象行為、景観形成基準

良好な景観形成に関する方針

基本理念 「美を愛で、美に和み、美に潤う岐阜のまち」～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～

基本目標



自然・環境が生きる景観



歴史・伝統が再生する景観

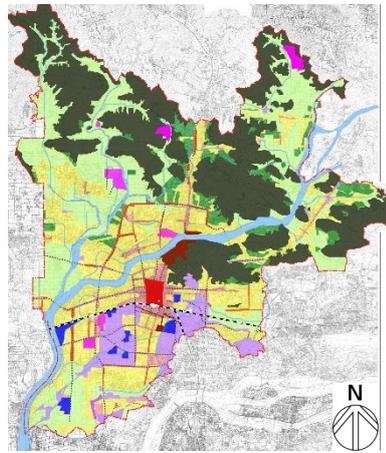


都市が進化・発展する景観



地域の個性を生かした景観

建築行為等における景観形成の方針



- ①市域全域共通の方針 (全15項目)
- ②類型別景観形成方針 (地域の景観特性に応じた方針)

景観特性別に市域を区分し景観形成方針を設定

凡例	
	景観計画区域
	河川景観(河川河川)
	山地景観
	田園景観・里山景観
	道路景観(対象道路)
	鉄道景観(対象鉄道)
	歴史景観
	中心商業・業務地景観
	地域商業地景観
	沿道景観
	低層住宅地景観
	一般住宅地景観
	滞在地景観
	流通・工業地景観
	拠点施設景観

良好な景観形成のための行為の制限

届出の対象行為

大規模建築物等の新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕・模様替、色彩の変更を行う場合

大規模建築物等 【建築物】 5階、高さ20m、延べ面積3,000㎡のいずれかを超えるもの等
【工作物】 高さ20m、築造面積3,000㎡のいずれかを超えるもの等

風致地区における建築物及び工作物の新築、改築、増築又は移転及び色彩の変更を行う場合

景観形成基準

1) 指導助言基準※1

「調和、眺望、維持管理、建築物・工作物の形態意匠、色彩、配置、外構、素材、緑化、照明等」に関わる50項目の基準

基準の一例

外部設備や屋上設備は目かくし等により修景する

落ち着いた色彩を基調とし、地域特性により、やむを得ず派手な色彩を使用する場合は、面積を抑えるなど効果的な使い方を

オープンスペースを確保し開放感を創出する

高木等を道路から見やすい位置に配置する

駐車場等は緑化等により修景する

駐車場の出入り口は最小限とする

2) 勧告基準※2

- 周囲と不調和となる形態意匠、色彩、素材、規模、配置等としたとき
- 次の基準に適合しないとき
緑地の割合:空地面積の10%以上
*建築物の建築等を行うときを対象

建築面積(工作物) = 空地面積 - 建築面積等

空地面積 + **緑地面積** ≥ 0.1 (緑地面積 / 空地面積)

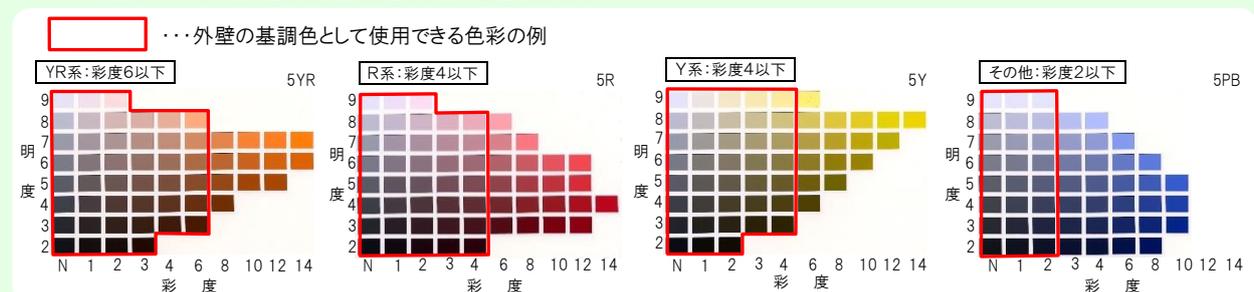
【緑地面積の割合】 空地面積の10%以上

3) 変更命令基準※3

次の基準に適合しないとき

色彩基準: YR系 彩度6以下、R・Y系 彩度4以下、その他の色相 彩度2以下(色の数値表示はマンセル表色系※4による。)

* 外壁面の20%未満の範囲で着色する場合は基準を適用しません



※1: 条例に基づき、基準に適合するよう指導助言(アドバイス)する基準

※2: 景観法に基づき、基準に適合しない行為に対して、基準に適合するよう勧告する基準

※3: 景観法に基づき、基準に適合しない行為に対して、基準に適合するよう変更命令する基準

※4: 日本工業規格JIS Z8721に規定する色の表現方法

良好な景観形成に関する方針



伊奈波神社や正法寺等の歴史的資源の保全及びそれらと調和した景観の形成



川原町及び久屋町等の岐阜らしい歴史的まちなみ景観の保全、創出



歴史的資源や金華山等とまちなみが一体となった美しい眺望景観の保全、創出



長良川鶺鴒等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観の形成



岐阜公園及びその周辺の岐阜の歴史や自然を活かした景観の形成

良好な景観形成のための行為の制限

届出の対象行為

建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕・模様替、色彩の変更を行う場合
 ※届出の対象とならない行為・・・規模が小さい等軽微な行為、公共の場所から容易に見ることができない場所での行為

景観形成基準

1) 指導助言基準※1

「調和、眺望、維持管理、建築物・工作物の形態意匠、色彩、配置、外構、素材、緑化、照明等」に関わる51項目の基準

基準の一例

アンテナ等は集約化し
 主要な通りや主要な眺望点から
 極力見えないようにする

平面駐車場等空地については
 門や塀等を設ける

勾配屋根(原則平入り)とする

軒高や壁面線を揃える

下見板等の活用

格子や引き戸の設置

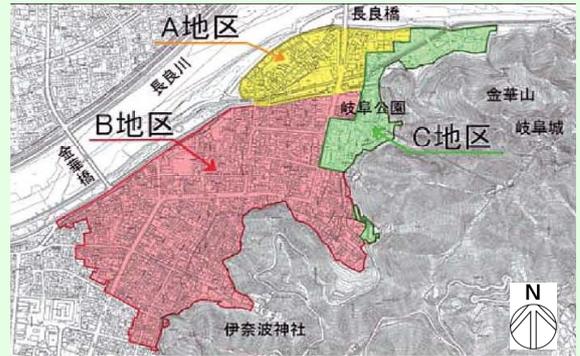
木材や漆喰等の伝統的な素材を使用する

金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への見通しを確保するとともに、それらと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。

2) 勧告基準※2

- 周囲と不調和となる形態意匠、色彩、素材、規模、配置、照明等としたとき
- 次の基準に適合しないとき

① 建築物の高さの最高限度



B地区	20m (25m)	道路沿いに門塀等の修景がされ、道路境界から一定距離以上離れている場合は25m 伊奈波地区地区計画区域は、地区整備計画による
-----	-----------	--

(参考)

A地区	都市計画法、高度地区(川原町地区:15m、34m指定済)による
C地区	都市計画法、風致地区(第2種:10m指定済)による

② 緑地の割合:空地面積の10%以上(大規模建築物のみ)

*建築物の建築等を行うときを対象 3.2)参照

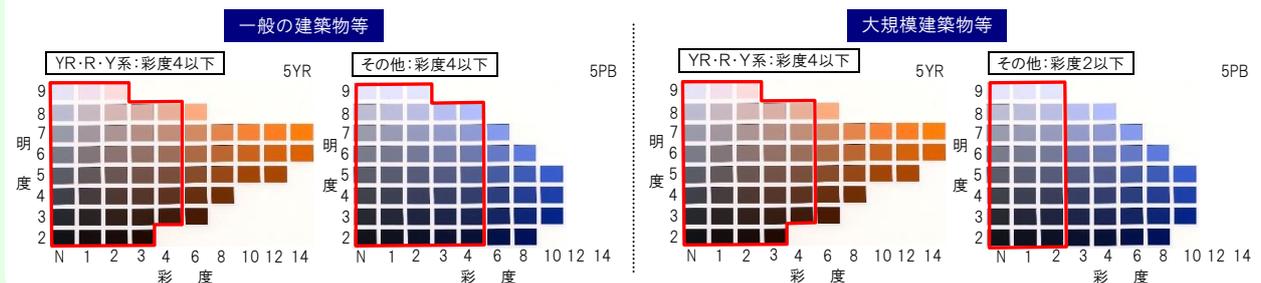
3) 変更命令基準※3

次の基準に適合しないとき

色彩基準:彩度4以下(大規模建築物等のその他 彩度2以下) (色の数値表示はマンセル表色系※4による。)

* 外壁面の20%未満の範囲で着色する場合は基準を適用しません

…外壁の基調色として使用できる色彩の例



※1: 条例に基づき、基準に適合するよう指導助言(アドバイス)する基準

※2: 景観法に基づき、基準に適合しない行為に対して、基準に適合するよう勧告する基準

※3: 景観法に基づき、基準に適合しない行為に対して、基準に適合するよう変更命令する基準

※4: 日本工業規格JIS Z8721に規定する色の表現方法

5. 景観計画重要区域(金華山・長良川区域) 景観形成方針、届出の対象行為、景観形成基準

良好な景観形成に関する方針



金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川の美しい自然景観の保全



金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川と市街地が織りなす美しい眺望景観の保全



長良川鶺鴒等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観の形成



自然と調和した落ち着いた雰囲気のみちなみ景観の保全・創出

良好な景観形成のための行為の制限

届出の対象行為

A・D・E・F 地区 景観計画区域(市域全域)と同じ

B・C 地区 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕・模様替、色彩の変更を行う場合
*届出の対象とならない行為・・・規模が小さい等軽微な行為、公共の場所から容易に見ることができない場所での行為

景観形成基準

1) 指導助言基準※1

「調和、眺望、維持管理、建築物・工作物の形態意匠、色彩、配置、外構、素材、緑化、照明等」に関わる51項目の基準

基準の一例

・中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠等とする

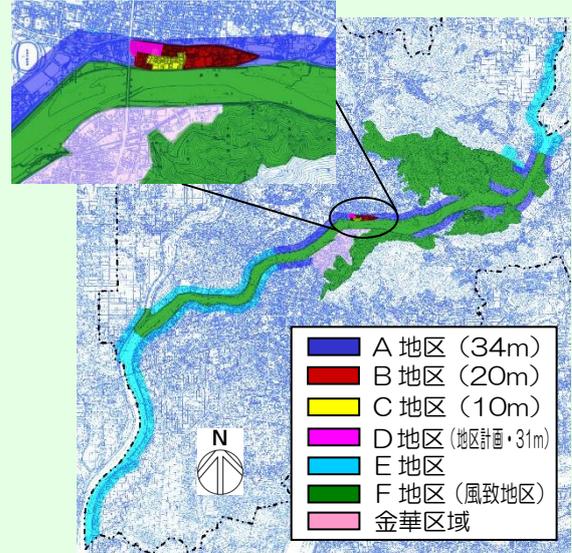
・千鳥橋から金華橋では鶺鴒実施の際、消灯、遮光に努める

・長良川、金華山、岐阜城、百々ヶ峰への見通しを確保するとともに、それらと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする

2) 勧告基準※2

- 周囲と不調和となる形態意匠、色彩、素材、規模、配置、照明等としたとき
- 次の基準に適合しないとき

① 建築物の高さの最高限度



② 緑地の割合:空地面積の10%以上(大規模建築物のみ)
*建築物の建築等を行うときを対象 3. 2)参照

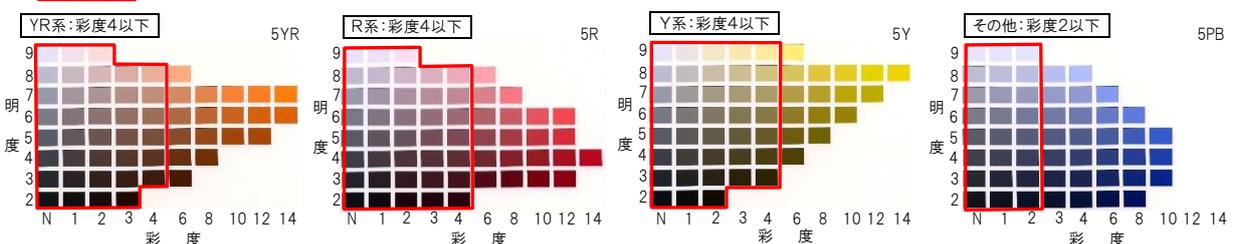
3) 変更命令基準※3

次の基準に適合しないとき

色彩基準:YR・R・Y系 彩度4以下、その他の色相 彩度2以下 (色の数値表示はマンセル表色系※4による。)

* 外壁面の20%未満の範囲で着色する場合は基準を適用しません

・・・外壁の基調色として使用できる色彩の例



※1:条例に基づき、基準に適合するよう指導助言(アドバイス)する基準

※2:景観法に基づき、基準に適合しない行為に対して、基準に適合するよう勧告する基準

※3:景観法に基づき、基準に適合しない行為に対して、基準に適合するよう変更命令する基準

※4:日本工業規格JIS Z8721に規定する色の表現方法

6. 景観計画重要区域(中山道沿道区域) 景観形成方針、届出の対象行為

良好な景観形成に関する方針



中山道や加納天満宮等の歴史的資源のある景観の保全と形成



中山道沿道に点在する町家による歴史的な街並みの保全、創出

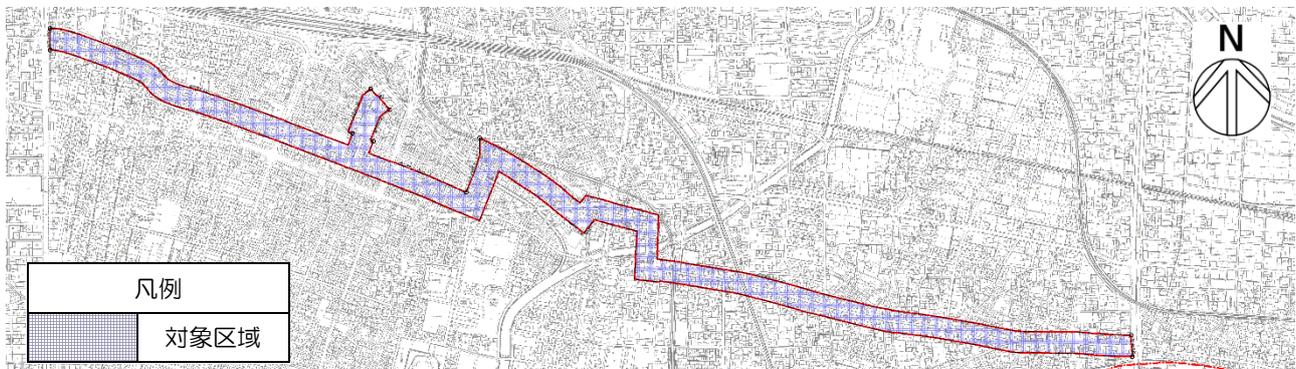


和傘や祭り等の貴重な伝統文化を活用して、魅力ある文化的な景観の創出

良好な景観形成のための行為の制限

届出の対象行為

景観計画区域(市域全域)と同じ



7. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

道路その他の公共の場所から容易に眺望でき、良好な景観の形成に重要な建造物又は樹木

- ①優れたデザインを有するもの、優れた樹容(規模、樹形等)であるもの
- ②シンボリックな存在であるもの
- ③自然、歴史、文化、生活特性を感じさせるもの

今後、本方針を基に具体的な建造物や樹木を指定します。指定により、保全の義務と保全のための助成金の交付や規制緩和を受けることができます。(一定要件有り)



8. 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

屋外広告物等の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての基準等を岐阜市屋外広告物条例に定め、適切な規制・誘導を行う

岐阜市屋外広告物条例に基づき、市域全域における行為の制限を定めるとともに、景観計画重要区域においては、

- ①広告物規制地区(広告物の規制を強化する)
- ②広告物活用地区(広告物の規制を緩和する)

を指定し、地域固有の景観特性を踏まえた屋外広告物の行為の制限を定めていきます。

現在、金華区域及び金華山・長良川区域は、広告物規制地区に指定しています。



9. 景観重要公共施設の整備に関する事項

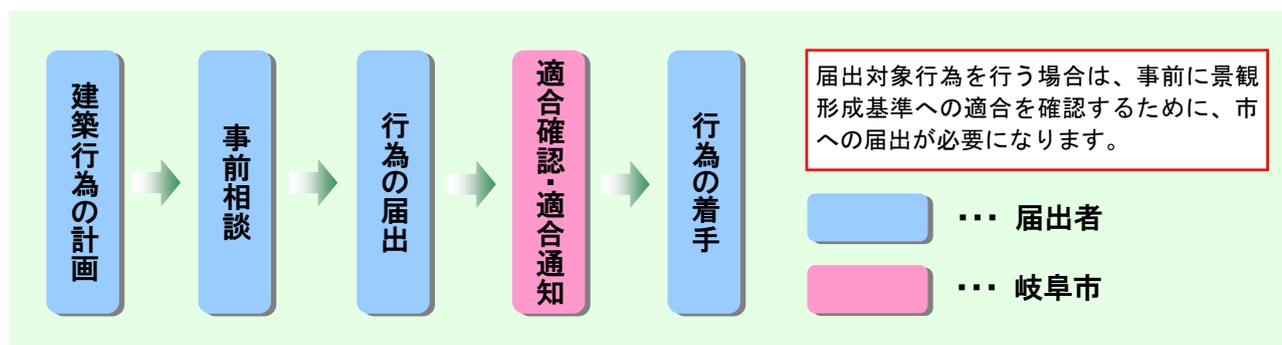
- まちなみ景観との調和を図る
- 眺望景観との調和を図る
- 周囲の自然特性や歴史的特性、文化的特性等との調和を図る

景観形成上重要な河川、道路、公園等で、施設管理者の同意を得られたものを景観重要公共施設として位置づけ、当該公共施設の整備を行う場合は、本事項に即して行われます。



10. 届出の流れ

平成**22**年**1**月**1**日から景観法に基づく届出制度がスタートしました！！



岐阜市景観計画

平成21年10月（策定） 平成22年 1月（施行）
平成24年 7月（変更） 平成24年10月（施行）
平成31年 3月（変更） 平成31年 4月（施行）

発行 岐阜市

編集 岐阜市まちづくり推進部まちづくり推進政策課